

乗り合いルートについて

乗り合いルートはデマンド(予約)方式となります。対象集落の利用者は、前日の5時までに次のところへ連絡してください。予約のない場合には運行しません。

予約受付先	受付日時	受付ルート(運行曜日)	電話番号
乗り合いルート予約センター (役場政策調整室内)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	朝日地区乗り合いルート 越前地区乗り合いルート 織田地区乗り合いルート	34-2222
朝日自動車(株)	土曜日・日曜日・祝日 午前9時～午後5時	朝日地区乗り合いルート 織田地区乗り合いルート(火・金)	34-0037
(有)越前タクシー	(12/29～1/3は受付しません)	越前地区乗り合いルート 織田地区乗り合いルート(木)	37-0221

デマンド(予約)方式となる集落は、次のとおりです。

朝日地区	東二ツ屋、天谷、真木、小川、杖立、森、清水、大玉、大畑、頭谷
越前地区	梨子ヶ平、血ヶ平、丸山団地(梅浦)、午房ヶ平、六呂師
織田地区	入尾、笠松

車内広告を募集

町では、コミュニティバスの有効活用を図るため、車内有料広告を募集します。詳細は政策調整室まで問合せください。

◎コミュニティバスの運行には、最善の注意をはらい、安全運転で時刻表どおりの運行に心がけますが、天候、道路事情、利用状況により時間に遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

ホームページで確認できます

越前町のホームページからもコミュニティバスに関する情報を紹介しています。

ご意見やご感想もお待ちしています。

越前町ホームページ

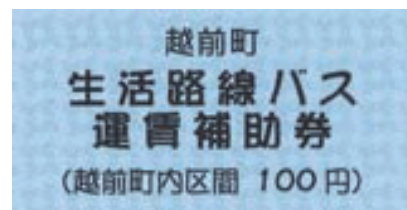
<http://www.town.echizen.fukui.jp/>



公共交通割引カードで路線バスの運賃が割引になります

公共交通割引カードを持っている人は、町内区間に限り100円で路線バスを利用することができます。ただし、100円で路線バスを利用するためには、公共交通割引カードの提示に加え「生活路線バス運賃補助券」が必要になります。なお、「生活路線バス運賃補助券」は公共交通割引カードとともに対象者へ送付します。「生活路線バス運賃補助券」がなくなった場合は、下記窓口まで申請してください。

受付窓口	受付時間	必要書類等
越前町役場政策調整室	月曜日～金曜日 9:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(各窓口へ配置) 公共交通割引カード 印鑑
宮崎総合事務所 地域振興課		
越前総合事務所 地域振興課		
織田総合事務所 住民生活課		



町民まちづくり活動支援事業補助金

—平成18年度の補助事業申請期限は6月末です—

町民との協働によるまちづくりを推進するため、町民による団体が自主的、主体的に実施する魅力的で活力あるまちづくり活動に対し、補助金を交付します。

対象者 町内を活動拠点としている町民団体

対象活動 様々な分野の公益的なまちづくり活動であること

- (1)町民の多様なニーズを的確に捉えたもの
- (2)町民の主体的な企画、運営、参加が図られるもの
- (3)広く情報を公開し、町民が自由に参加できるもの

補助金額 補助対象経費の3/4以内

補助限度額 (1)書類審査により決定する活動：5万円
(2)公開審査によりプレゼンテーションを受けて決定する活動：30万円

申請期限 指定の申請書に必要事項を記入し、6月30日(金)までに提出してください。

(申請書は、町ホームページからダウンロードできます)

問合せ先 政策調整室 ☎34-8714



コミュニティバスを利用する皆さんへ

利用料金は?

コミュニティバスの利用料金は、大人が200円、70歳以上の高齢者、心身障害者、小中高生は100円、小学生未満の幼児は無料となっています。

また、乗り継ぎをする場合は、車内で乗継券を発行しますので、目的地までは上記の料金で利用できます。

乗継券は、目的地で降りるときに運賃箱に入れてください。

公共交通割引カードは必ず提示を!

70歳以上の高齢者や心身障害者の人がコミュニティバスを100円で乗車するためには、町が発行する割引カードの提示が必要になります。提示のない場合、割引はできません。対象者には6月5日(月)までに郵送します。

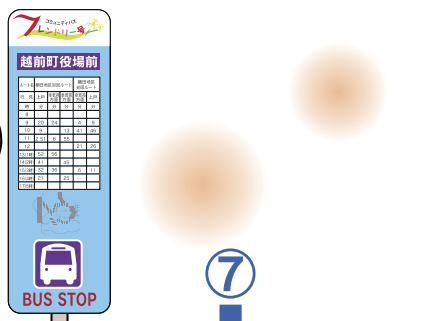


- ・このカードを乗車の際、運転手に提示下さい。(このカードが無い場合は運賃の割引はできません。)
- ・このカードの紛失又は破損等による再発行の場合、実費負担となります。
- ・このカードの表面には必ずマジック又はボールペンで氏名をお書き下さい。(氏名の無い物は無効となります。)
- ・このカードは譲渡又は貸与することはできません。

いよいよ、越前町コミュニティバス「フレンドリー」が6月2日(金)に出発式を行い、6月5日(月)から本格運行を始めます。「フレンドリー」には、環状ルートを走行する全長9mの中型ノンステップバス2台、地区巡回ルートを走行する全長7mの小型ノンステップバス4台、乗り合いルートを走行する9人乗りのワゴン車2台、そして、スクールバスとしても走行する9mの中型バス3台の計4種類・11台があります。ノンステップバスは、車椅子でも乗降ができ、乗降の際に車体を下げて補助するなど、バリアフリーに対応した機能を備えています。また、停車すると、自動的にエンジンを停止させたり、排出ガスを抑えたエンジンを採用するなど環境にやさしい仕組みです。

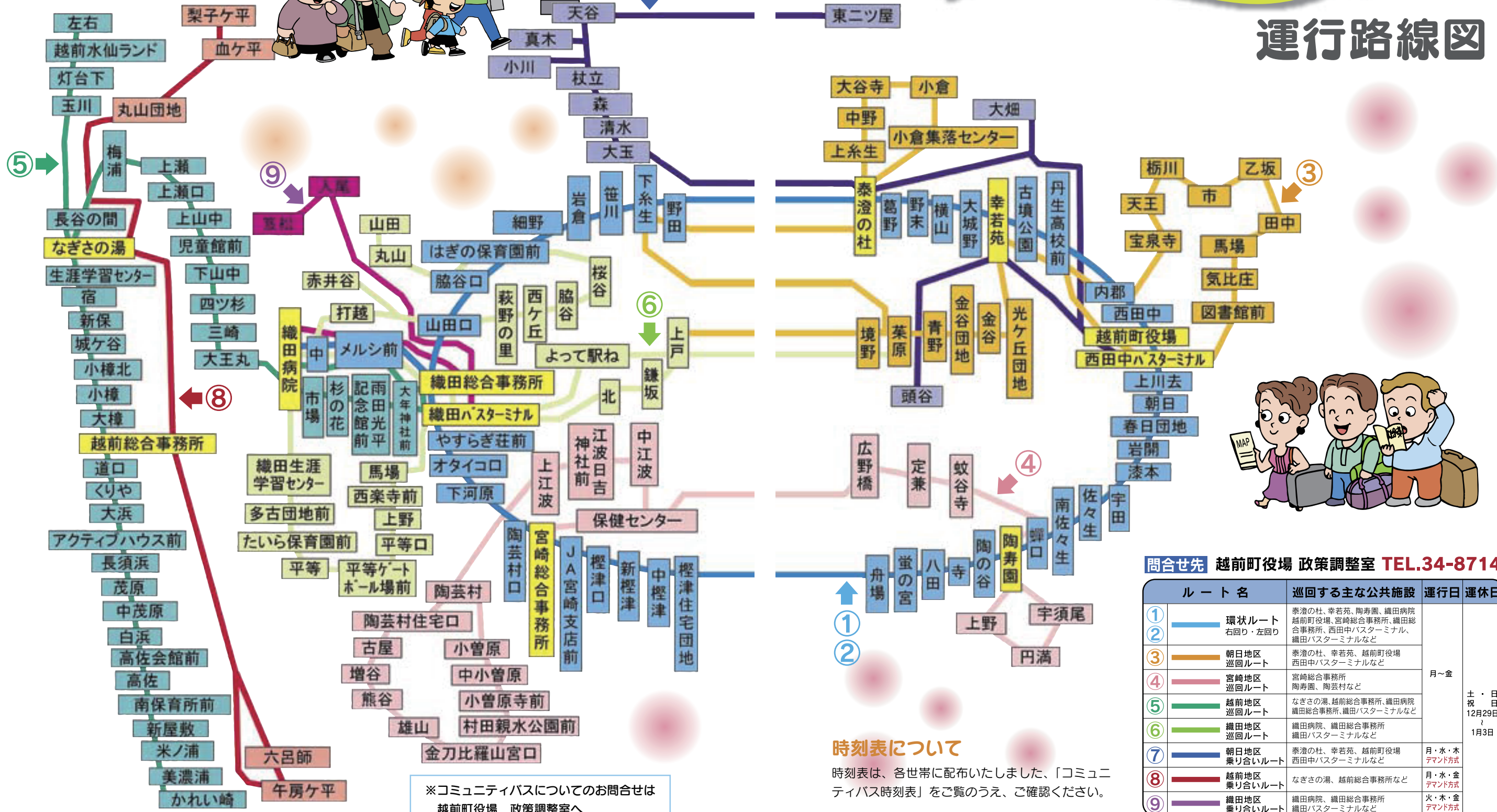
今後、「フレンドリー」は、皆さんの「声」となり、町内を駆け巡ります!!

バス停標識が各停留所に設置されます。
標識は各停留所に1箇所ですので、
時間によっては標識の向かい側が乗
降場となります。



コミュニティバス ランドリー号

運行路線図



※コミュニティバスについてのお問合せは
越前町役場 政策調整室へ
TEL.34-8714

問合せ先 越前町役場 政策調整室 TEL.34-8714

ルート名	巡回する主な公共施設	運行日	休休日
① 環状ルート 右回り・左回り	泰澄の杜、幸若苑、陶寿園、織田病院 越前町役場、宮崎総合事務所、織田総 合事務所、西田中バスターミナル、 織田バスターミナルなど	月～金	土・日 祝 12月29日 1月3日
② 朝日地区 巡回ルート	泰澄の杜、幸若苑、越前町役場 西田中バスターミナルなど		
③ 宮崎地区 巡回ルート	宮崎総合事務所 陶寿園、陶芸村など		
④ 越前地区 巡回ルート	なぎさの湯、越前総合事務所、織田病院 織田総合事務所、織田バスターミナルなど	月・水・金 デマンド方式	
⑤ 織田地区 巡回ルート	織田病院、織田総合事務所 織田バスターミナルなど		
⑥ 朝日地区 乗り合いルート	泰澄の杜、幸若苑、越前町役場 西田中バスターミナルなど	月・水・木 デマンド方式	
⑦ 越前地区 乗り合いルート	なぎさの湯、越前総合事務所など		
⑧ 織田地区 乗り合いルート	織田病院、織田総合事務所 織田バスターミナルなど	火・木・金 デマンド方式	
⑨			

時刻表について

時刻表は、各世帯に配布いたしました。「コミュニ
ティバス時刻表」をご覧ください。